

【資料 5】 地域福祉専門分科会

京都府社会福祉審議会 地域福祉専門分科会の概要

\	地域福祉専門分科会
設置根拠	社会福祉法第11条第2項
目的	地域福祉の推進に関する事項の調査審議
専門分科会長	専門分科会委員の互選
委員構成	社会福祉審議会の委員及び専門委員のうちから、委員長が指名
委員数	10名
任期	3年 現行任期：令和6年7月1日～令和9年6月30日
開催状況 (直近)	令和5年 6月27日 令和5年 9月12日 令和5年10月11日 令和6年 1月29日
審議事項	地域福祉支援計画に関すること

第4次京都府地域福祉支援計画の策定について

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化が進行し、地域住民の抱える課題が多様化・複合化する中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし、共に支え合うことができる地域共生社会を構築するため、京都府の地域福祉を進める上での基本理念と取組方向を定めるもので、現行計画が令和5年度末に終了するため次期計画を策定する。

2 根拠法令 社会福祉法第108条

3 第4次計画の主なポイント

(1) 複雑化・複合化した生活課題に対応する「重層的支援体制」の整備

8050問題やダブルケアなど地域住民の複雑化・複合化した生活課題や既存制度では解決が困難な課題に対応するため、府内市町村における「重点的支援体制」の整備を推進

(2) 生活に困窮されている方への支援

生活福祉資金特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援など、社会福祉協議会と保健所、福祉事務所などが連携し、生活・就労の両面から支援

(3) 介護・福祉従事者や保育人材の確保・定着・育成

介護・福祉サービスの需要の増加や保育ニーズの多様化等に対応するため、きめ細かい就職支援や福祉職場の魅力の向上、ロボット・ICT等による業務の効率化、保育人材の資質向上等を推進

(4) その他、ヤングケアラーに対する支援や災害時要配慮者に係る個別避難計画の作成支援など、第3次計画策定以降の法改正や新たな施策を反映

4 計画期間 令和6年度から令和10年度まで（5年間）

第4次京都府地域福祉支援計画の概要

1 計画の趣旨

根拠法令	社会福祉法第108条
位置づけ	府内各市町村において地域福祉が計画的に推進されることを支援するために、広域的な見地から京都府の取り組むべき方向性を示すもの
計画期間	令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間
個別計画との連携	「京都府高齢者健康福祉計画」「京都府障害者基本計画」「京都府子ども・子育て応援プラン」「京都府自殺対策推進計画」等との連携・整合を図りながら、関係施策を推進

2 基本理念及び取組の方向性

基本理念	年齢や障害のあるなしにかかわらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、互いに支え合い、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指す。
取組の方向性	基本理念に掲げる「地域共生社会」を実現するため、次の4つの項目について重点的に取り組む。 1 地域における包括的な支援体制の整備 2 様々な地域福祉課題に対する取組 3 地域福祉を支える担い手の確保・育成 4 災害時にも強い地域福祉の推進

3 府の施策

(1) 地域における包括的な支援体制の整備

施策項目	主な取組内容
様々な課題を包括的に相談・支援できる仕組みの推進	○市町村の実情に即した支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の取組支援 ○地域における見守りネットワークの推進
成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の推進	○成年後見制度の普及・利用促進 ○社会福祉協議会が行う「地域福祉権利擁護事業」（福祉サービス利用の情報提供や手続、金銭管理支援等）への支援

(2) 様々な地域福祉課題に対する取組

施策項目	主な取組内容
子どもが心身ともに健やかに成長できる地域づくり	○こどもの城事業を通じた多様な居場所の整備 ○妊娠期から出産期まで各段階に応じた切れ目ない支援の強化 ○ヤングケアラーの認知度向上や相談・支援体制の整備 等
高齢者が安心して暮らせる地域づくり	○医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアの推進 ○高齢者等の消費者被害や特殊詐欺被害の未然防止 等
障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくり	○障害のある人の福祉的就労や文化芸術・スポーツ活動の支援 ○情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実 等
ユニバーサルデザインの推進	○「京都府福祉のまちづくり条例」に基づく建築物等の整備 ○「人にやさしいまちづくり」ホームページによる情報提供 等
困難な問題を抱える女性に対する支援	○困難な問題を抱える女性に対する支援の充実 ○DV被害者に対する相談・自立支援体制の充実

施策項目	主な取組内容
生活に困窮されている方への支援	○生活困窮者自立支援制度に基づく相談や就労準備支援、家計改善、住居確保等の支援 ○生活福祉資金特例貸付の借受人へのフォローアップ支援 等
住宅の確保が困難な方への支援	○民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの取組促進 ○住居確保給付金の支給や一時宿泊施設の提供 等
様々な生きづらさを抱える方への支援	○ひきこもり状態にある方の社会適応・自立までの一体的支援 ○依存症に関する啓発・相談や患者等への早期発見・介入 ○福祉的支援が必要な矯正施設退所者等への地域生活定着支援 ○犯罪被害者等の被害の回復・軽減や生活再建に向けた支援 等
自殺対策の推進	○京都府自殺ストップセンター等による相談支援 ○民間相談機関等に対する活動支援や連携した府民啓発 ○児童生徒が SOS を出しやすい教育啓発や環境づくり 等

(3) 地域福祉を支える担い手の確保・育成

施策項目	主な取組内容
地域における支え合い活動の担い手の確保・育成	○民生委員・児童委員やボランティアなどの活動内容の PR や活動しやすい環境づくり ○地域共生社会実現サポート事業による社会福祉法人の地域貢献活動の支援 等
介護・福祉従事者や保育人材の確保・定着・育成	○福祉人材育成認証制度による働きやすい職場環境づくり ○介護ロボット・ICT 導入による業務効率化等の推進 ○多様な保育ニーズに対応できる保育人材の確保 等
積極的な広報啓発と福祉教育の充実	○こどもから高齢者まで幅広い世代に対する福祉教育や多様な福祉体験学習活動の推進 等

(4) 災害時にも強い地域福祉の推進

施策項目	主な取組内容
安全に避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり	○市町村における災害時要配慮者の個別避難計画の作成支援 ○福祉避難サポートリーダーや災害派遣福祉チームの養成 ○社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の策定支援 等
いち早い日常生活の復旧に向けた支援	○府・市町村災害ボランティアセンターの活動支援 等

4 推進体制

- PDCA サイクルに沿った計画の推進
- 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会との連携・支援
- 苦情解決制度や第三者評価の推進

5 市町村地域福祉計画ガイドライン

- 国の通知等を参考に市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項等を明記し、市町村における計画策定を支援

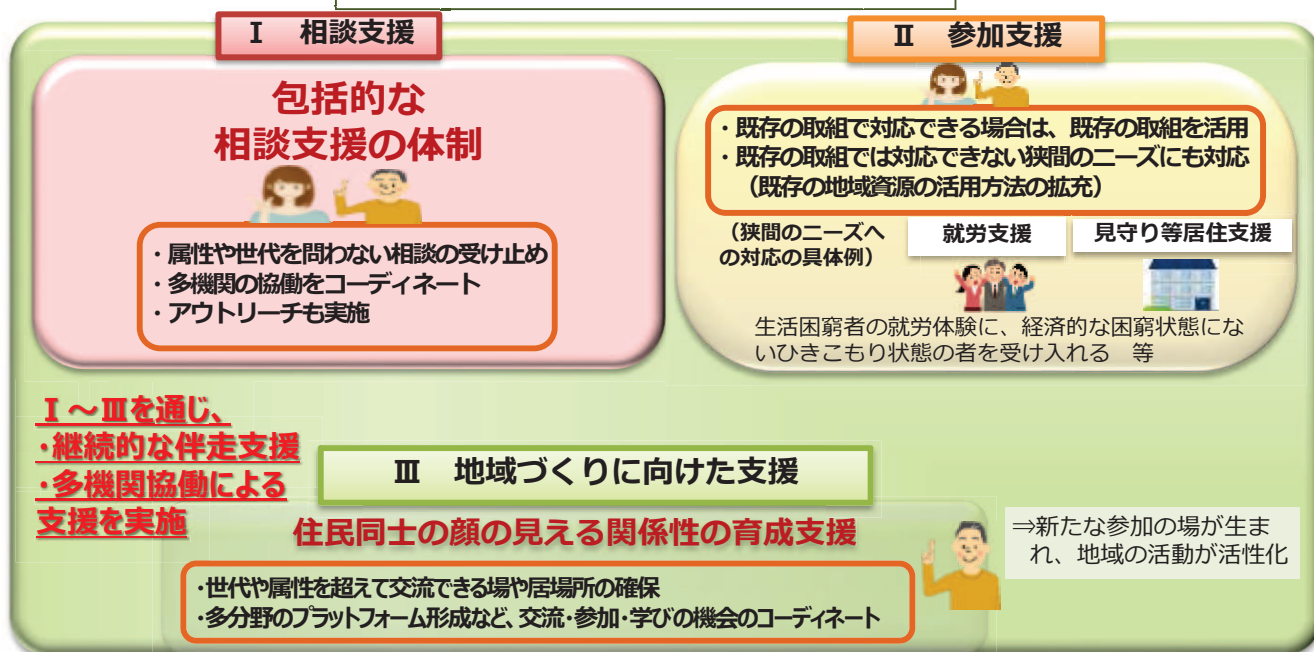
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

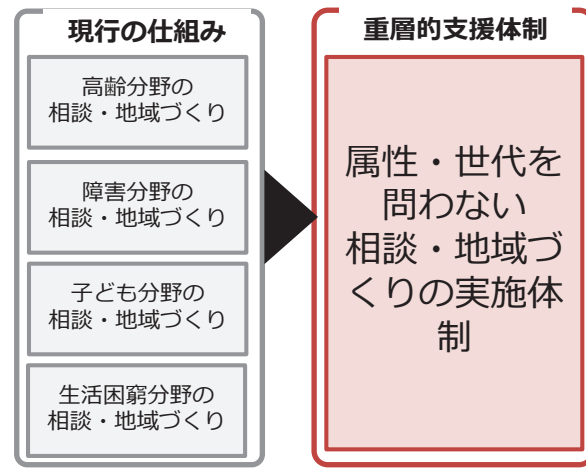
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるように、**交付金を交付**する。

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点の属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる